



ゆうちょ銀行ATM払いの ペイジー収納サービス を悪用した架空請求詐欺が発生!!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)317 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年11月11日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

平成30年9月26日、県内某市内に居住する高齢女性が、自宅に投函されていた

「消費料金に関する最終告知のお知らせ」 (左記参照)

と題するはがきを見て、記載されていた電話番号に電話したところ、犯人から郵便局ATMで、10万円の料金払込み(ペイジー)を指示され操作しましたが、警察へ相談し、取引を停止したため、実質被害はありませんでした。

女性は、犯人から

- 収納機関番号
- お客様番号
- 確認番号

を指定され、郵便局ATMで振り込むよう指示を受けております。

今後この種の手口による架空請求詐欺が宇部市内にも波及する可能性は十分考えられますので、お気を付けください。

あわてず、あせらず、警察に相談してください!!

身近なところから「防犯力強化」を!

～みんなで、声掛けあって、被害防止～